

第 6 部

交通安全対策


- 1 令和6年 交通安全県民運動等の名称、期間
- 2 交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱
- 3 高齢者交通安全推進月間

1 令和6年 交通安全県民運動等の名称、期間

(1) 四季の交通安全県民運動等

運動の名称	実施期間
春の交通安全県民運動	4月6日(土)～4月15日(月)
夏の交通安全県民運動	7月11日(木)～7月20日(土)
高齢者交通安全推進月間	9月1日(日)～9月30日(月)
秋の交通安全県民運動	9月21日(土)～9月30日(月)
交通死亡事故防止対策集中運動	10月1日(火)～12月31日(火)
年末の交通安全県民運動	12月11日(水)～12月20日(金)

(2) 日を定めて行う運動

運動日	実施日	備考
<small>おうだんぼどう</small>  de歩行者を守る日	毎月の設定日 (背表紙裏面に記載)	令和5年10月交通対策協議会幹事会決定
交通事故死ゼロを目指す日 (全国一斉)	4月10日(水)	秋の交通安全県民運動期間中の 実施予定日(9月30日(月))
反射材の日 ～ピカピカチェックDAY～	秋の交通安全県民 運動の統一行動日	外出時の反射材着用を自身や家族で確認
カー・セーブデー	毎週金曜日	

2 交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合に、交通死亡事故多発警報（以下「多発警報」という。）の発令または非常事態の宣言を行い、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町および関係機関・団体が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

第2 発令等

警報の発令および非常事態の宣言は、福井県知事が行うものとする。

第3 警報発令の基準

- 1 警報の発令は、10日以内に、3件以上の交通死亡事故が発生したときに行うものとする。
- 2 前記1の基準にかかわらず、交通事故の形態、時期、その他の状況を勘案して発令しないことができる。
- 3 警報の発令期間が満了したときは、その満了日の翌日から新たに警報の発令基準となる件数を算定するものとする。
- 4 10日以内の算定は、交通死亡事故の発生日を基準とする。

第4 警報の期間

- 1 警報の期間は、原則として発令の日から10日間とする。
ただし、多発警報発令期間中に、3件以上の交通死亡事故が発生したときは、警報の期間を当該発令期間満了日の翌日から最大5日間延長することができる。
- 2 前記1の基準にかかわらず、交通事故の形態等を勘案して、警報の期間を延長することができるものとする。

第5 非常事態の宣言

- 1 警報の期間を延長してもなお、交通死亡事故の多発傾向が抑止されないと認められるときは、非常事態の宣言を行う。
- 2 非常事態の期間は、その都度決定する。

第6 実施地域

警報の発令および非常事態宣言の実施地域は、原則として福井県全域とする。
ただし、必要に応じて地域を限定して行うことができる。

第7 伝達および緊急対策の実施

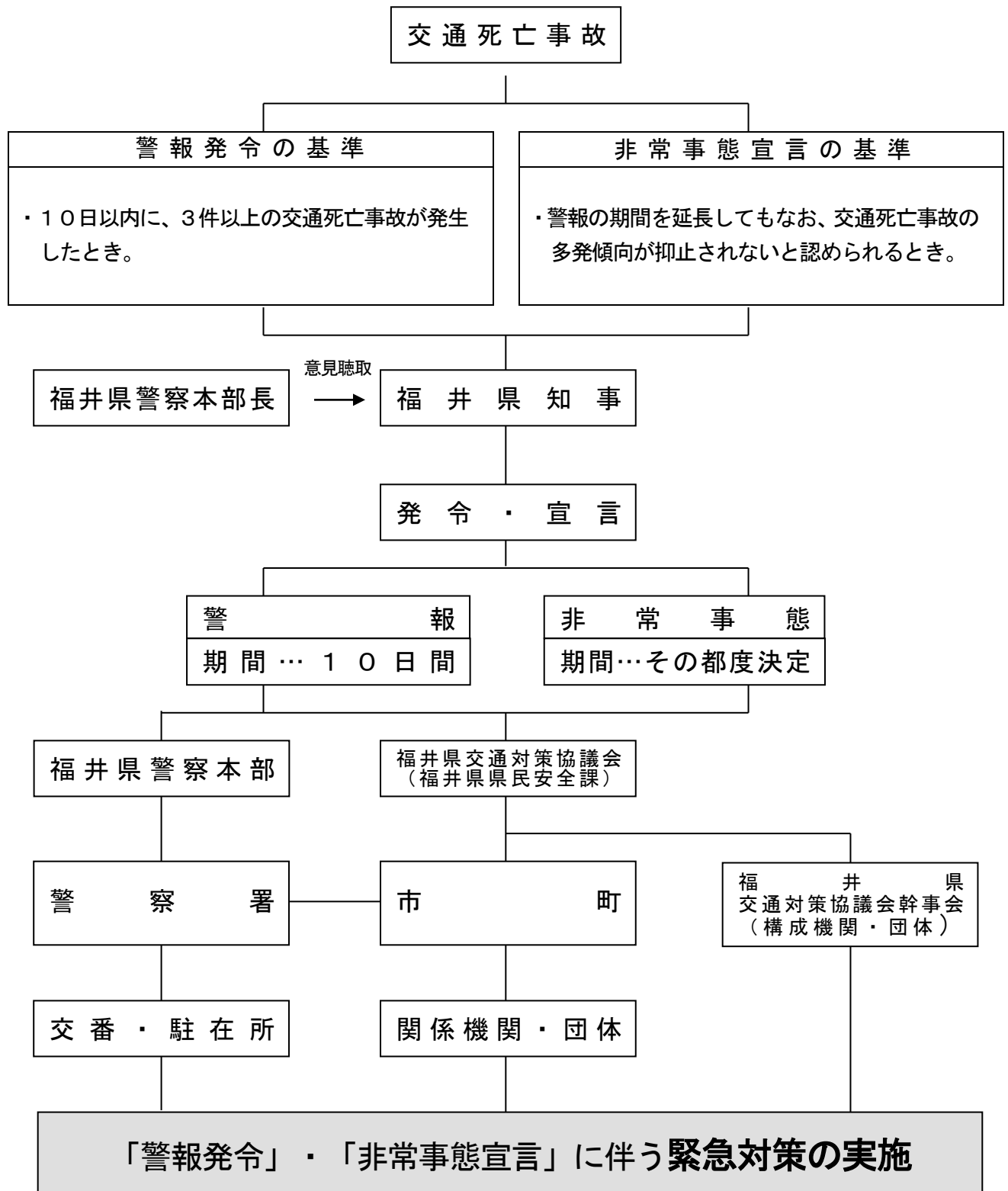
- 1 警報の発令または非常事態の宣言が行われたときは、別表第1に定める通報系統図により直ちに関係機関・団体に文書で通知するとともに報道機関に発表するものとする。
- 2 県、警察、市町および関係機関・団体は、警報の発令が行われたときは、別表第2の推進事項の迅速かつ効果的な実施に努めるものとする。また、非常事態の宣言が行われたときの緊急対策については、別途協議するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 5年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。

別表第1

通報系統図



別表第2

◎警報発令時の推進事項

推進機関	推進項目	主な推進事項
県	交 対 協 対 する 周 知	・ 県交通対策協議会構成機関・団体に対する交通安全活動の強化要請
	広 報 活 動	・ 報道機関への協力要請 ・ あらゆる広報媒体を活用した広報 ・ 電光ボード、広報車、垂れ幕等による広報 ・ 庁内放送・ホームページ・メールマガジンによる広報 ・ 各種会議・講習会等での広報
市 町	交 通 安 全 対 策 関 係 機 関 ・ 団 体 対 する 周 知	・ 市町交通安全対策関係機関・団体に対する交通安全活動の強化要請
	広 報 活 動	・ 広報車、有線放送、垂れ幕等による広報 ・ 広報紙（誌）等の発行、各種講習会・座談会等での広報 ・ のぼり旗の掲出
	街 頭 活 動	・ 市町交通安全対策関係機関・団体との連携による街頭活動の強化 ・ 交通指導員の活動強化
警 察	事 故 分 析 資 料 等 の 提 供	・ 報道機関および県交通対策協議会構成機関等に対する事故分析等の資料提供
	広 報 活 動	・ 街頭広報活動の強化、各種講習会等での広報 ・ 交通情報板等の活用による広報 ・ SNSやリュウピーネット等による広報 ・ プレートや垂れ幕等による広報 ・ 交番速報の発行
	交 通 取 締 り 等 の 強 化	・ 交通指導取締り等街頭活動の強化 ・ 赤パト走行の強化 ・ 事故多発箇所の交通安全施設の点検、整備
県教育委員会	交 通 安 全 教 育	・ 学級指導・ホームルームによる児童生徒に対する交通事故防止の指導 ・ 教職員・PTA組織等による登下校時を中心とした交通安全指導の強化
運 輸 支 局	広 報 活 動	・ 運輸業者に対する周知徹底 ・ 各種会議・講習会等での一口広報 ・ 垂れ幕等による広報
道 路 管 理 者	交 通 安 全 施 設 の 点 検 ・ 整 備	・ 事故多発箇所の現状調査および道路照明、道路標識等交通安全施設の点検整備
	広 報 活 動	・ 道路情報提供装置の活用による広報
関 係 団 体	傘下組織に対する周知	・ 傘下組織に対する交通安全活動の強化要請
	広 報 活 動	・ 広報紙・ちらし等による広報 ・ 窓口における一口広報 ・ 啓発シート・看板による広報 ・ のぼり旗の掲出 ・ 各種会議・講習会等での広報
	街 頭 活 動	・ 街頭広報・啓発活動の強化
	教 育 活 動	・ 交通安全教育活動の強化

* 各団体等においては上記事項のほか、交通死亡事故抑止のため必要な施策を強力に推進するものとする。

3 高齢者交通安全推進月間

- 期 間
9月1日から9月30日までの1か月間
- 趣 旨
県内の交通事故死者数に占める高齢者の割合は年々高くなり、全体の半数以上を占めている。特に、例年10月以降に高齢者の交通事故が増加していることから、その前月の9月を「高齢者交通安全推進月間」と定め、高齢者の交通安全対策を重点的に推進する。
- 活 動
高齢者の交通事故防止を目的とした
 - ・交通安全意識の高揚を図る普及啓発活動
 - ・参加・体験・実践型の交通安全講習会（教室）の開催
 - ・反射材着用の普及啓発活動
 - ・交通安全大会やイベント等の開催等を実施する。

『高齢者の交通安全』の実践ポイント

県民の皆様それぞれの立場で実践していただきたいポイントを例示しました。

家庭では

- 高齢者をまじえて交通安全の話し合いをしましょう。
- 夜間の外出は、できるだけ控えてもらいましょう。
- 運転に不安のある高齢者には、運転免許証の自主返納を呼びかけましょう。

地域では

- 交通ルールを守れない高齢者を見かけたら、一声かけてあげましょう。
- 困っている高齢者を見かけたら、一声かけて手をさしのべましょう。
- 高齢者が安心して通行できる交通環境をつくりましょう。

高齢者自身は

- 交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールを身につけ実践しましょう。
- 道路の安全な横断を身につけ実践しましょう。
 - ・安全な場所で横断する。（横断歩道や夜間は街灯設備のある明るい場所など）
 - ・必ず立ち止まり左右の安全を横断の最後まで確認する。
 - ・横断歩道を横断する際は、手を挙げるなど運転者に横断意思を伝える。
- 夜間の外出はなるべく控え、外出するときは反射材を身につけましょう。

運転者の皆さんは

- まずは運転に集中しましょう。
- 歩行中等の高齢者を見かけたら、徐行・一時停止等おもいやり運転をしましょう。
- 歩行者が横断歩道を横断しようとしている場合は、必ず一時停止しましょう。
- 夕暮れは早めにライトを点灯し、相手に見えやすくしましょう。
- 夜間は、対向車や先行車がないときは、ハイビームにして視界を確保しましょう。
- 高齢運転者は、自らが時間帯や場所等を限定して、安全運転を続ける「限定運転」に取り組むとともに、安全性の高いサポカーへの乗り換えも検討しましょう。